

貯蓄預金

2020年4月1日現在

1. 商品名	・貯蓄預金
2. ご利用いただける方	・個人のお客さま
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時お預入できます。 ・1円以上(口座開設お申込時は1,000円以上) ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払戻しできます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ①10万円未満 ②10万円以上30万円未満 ③30万円以上100万円未満 ④100万円以上300万円未満 ⑤300万円以上 の5段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します。 ※金利情勢によっては、残高の金額階層別に金利差がつかない場合があります。 ・年2回(3月、9月)当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・1年を365日とする日割計算 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として利息計算します。
7. 税金	・お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただくことがあります。(詳しくは「手数料のごあんない」をご覧ください)
9. 付加できる特約事項	・普通預金と口座間で資金移動が可能なスウィング(自動振替)サービスの取扱いができます。 ・少額貯蓄非課税制度の適格者の方は、マル優がご利用いただけます。
10. 中途解約時の取扱	――
11. 金利情報の入手方法	・ホームページをご覧くださいか、窓口または店頭備え付けの情報表示ボードでご確認いただけます。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部(9時～17時、電話053-472-2114、フリーダイヤル 0120-046-022)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等、静岡県弁護士会(電話:053-455-3009)のあっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です。利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記営業統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)へお申し出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)およ

	<p>び静岡県弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>13. その他の参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はご利用できません。 • 「総合口座」はご利用いただけません。 • 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。

